

学校生活における児童生徒等のマスク着用について

志賀町教育委員会
志賀町立富来小学校
令和4年6月1日

1 学校生活におけるマスクの着用の基本的な考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	着用を推奨 （※1）	必要なし	着用を推奨	着用を推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用を推奨	必要なし

※1 十分な換気など感染対策を講じている場合は外すことも可

2 学校生活においてマスク着用が不要な場面について

（1）登下校時

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。

屋外で、身体的距離が確保できない場合であっても、会話をほとんど行わない場合（例えば、人とすれ違うような場合）、マスクの着用は必要ありません。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなど、指導する。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。

- スクールバス内では、マスクを着用する。

（2）学習時

- 屋内で行う教育活動で、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合（例えば、個人で行う読書や調べたり考えたりする学習）は、マスクの着用は必要ありません。
- 屋外で行う教育活動（例えば、自然観察・写生活動等）では、マスクの着用は必要ありません。
- 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意する。

(3) 休み時間

- 休憩時間における運動遊びや、屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて（令和4年5月20日厚生労働省）」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとする。
- 離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊びではマスクの着用は必要ありません。

(4) 部活動

- 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応する。
- ※ 活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底する。

3 その他

- 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
- マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続する。
- 高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用する。
- 記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては適切な配慮が必要です。